

(目的)

第 1 条 この規程は、国際武道大学（以下「大学」という。）におけるハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）の防止及び排除を図ることによって、教職員及び学生（以下「構成員」という。）の人権を擁護するとともに、就業及び修学にふさわしい環境が確保されることを目的とし、本学におけるハラスメント等の発生を防止するための教育及び啓発活動の展開並びにハラスメント等に関する相談及び苦情の適切な処理についての必要な事項を定める。

(ハラスメント等の定義)

第 2 条 この規程においてハラスメント等とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) ハラスメント

ア. セクシュアル・ハラスメント

(ア) 相手の意に反する性的な言動により、相手に不利益又は不快感を与える行為

(イ) 相手に利益又は不利益を与えることを利用して、性的な誘い又は要求をする行為

(ウ) 性的な言動により、周囲に著しく不快感を与え、構成員の能力発揮に悪影響が生じるなど教育研究上、就業上の環境を害する行為

(エ) 相手方の性的指向及び性自認等に関して、差別的な発言やその尊厳を傷つけるような行為

イ. アカデミック・ハラスメント

教員又はこれに準ずるものが、教育・研究の場において優位的な背景のもとで、教育・指導上の適正な範疇を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為又は不適切な言動や差別的な取扱いにより、教育研究上の環境を害する行為

ウ. パワー・ハラスメント

修学・就労上の地位や人間関係などの優位的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範疇を超えて精神的・身体的苦痛や著しい不利益を与える行為又は不適切な言動や差別的な取扱いにより、就業環境や教育研究上の環境を害する行為

エ. アルコール・ハラスメント

飲酒に関連した嫌がらせや酔ったうえでの迷惑行為、人権侵害にあたる行為

オ. ジェンダー・ハラスメント

社会的・文化的意味合いからみた性区分による差別的な言動や不利益な取り扱いをする行為

カ. 妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産に関する不適切な言動及び、育児休業、介護休業等の制度・措置の利用に関して不適切な言動、不利益な取り扱いをすることにより、妊娠した女性労働者や育児休業、介護休業等を申出・取得した労働者の就業環境を害する行為

キ. その他、本条第 1 項第 1 号アからカに掲げるもの以外のハラスメント

(2) 性暴力等

ア. 構成員が他の構成員及び関係者（学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する不同意性交等をいう。以下このアにおいて同じ。）をすること又は他の構成員及び関係者をして性交等をさせること（他の構成員及び関係者から暴行又は脅迫を受けて当該構成員及び関係者に性交等をした場合並びに当該他の構成員及び関係者の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

イ. 構成員が他の構成員及び関係者にわいせつな行為（刑法第176条に規定する不同意わいせつをいう。以下このイにおいて同じ。）をすること又は他の構成員及び関係者をしてわいせつな行為をさせること（本条第1項第2号アに掲げるものを除く。）。

ウ. 構成員が他の構成員及び関係者に対して行う、わいせつ目的での面会要求、児童買春の周旋若しくは勧誘、児童買春等目的の人身売買、性的姿態等の撮影、性的影像記録の提供若しくは保管及び性的姿態等影像の送信若しくは記録をすること（本条第1項第2号ア及びイに掲げるものを除く。）。

エ. 構成員が他の構成員及び関係者に次に掲げる行為（他の構成員及び関係者の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって当該他の構成員及び関係者を著しく羞恥させ、若しくは他の構成員及び関係者に不安を覚えさせるようなものをする事又は他の構成員及び関係者をしてそのような行為をさせること（本条第1項第2号アからウに掲げるものを除く。）。

（ア）衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）その他の身体の一部に触れること。

（イ）通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

（構成員の責務）

第3条 構成員はこの規程の目的に従い、ハラスメント等を行ってはならない。

（ハラスメント及び性暴力等対策部会）

第4条 本学のハラスメント等対策に関する事項の検討、ハラスメント等に関する情報の収集、教育研修、調査広報活動及びハラスメント等に関する相談又は苦情の処理等は、運営委員会の下部組織であるハラスメント及び性暴力等対策部会（以下「部会」という。）において行う。

（相談窓口及び相談員）

第5条 相談窓口は、次の各号に掲げる課・室が担当する。

（1）教職員に関する相談窓口は、総務課及び企画課とする。

（2）学生に関する相談窓口は、学生支援センター事務室、学生相談室及び健康管理センター事務室とする。

2 相談員は、部会員とする。

3 部長が必要と認めた場合、教職員又は学外の専門家に相談員を委嘱することができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(相談窓口の任務)

第6条 相談窓口は、構成員にかかわるハラスメント等についての本人又は関係者からの相談に対して相談員の紹介を行う。

(相談員の任務)

第7条 相談員は、ハラスメント等に関する情報の収集、教育研修、広報及び調査活動に関する事項を行う。

(相談員の義務)

第8条 相談員の義務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 構成員からの相談に随時対応し、必要に応じて部会に報告する。なお、相談に応じるときは、原則として2名以上の相談員が同席しなければならない。
- (2) ハラスメント等に関する内容を記録し、相談者にその内容を確認する。

(守秘義務)

第9条 ハラスメント等相談に関係した者は、当該相談に係る構成員並びに学外者のプライバシーを尊重するとともに、関係者の個人情報を他に漏らしてはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第10条 構成員は、ハラスメント等に関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメント等の防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(庶務)

第11条 この規程に関する事務は、企画課が行う。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月16日）

この規程は、公告の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月23日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日）

この規程は、公告の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年10月24日）

この規程は、公告の日から施行する。